

1 次の文は、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）「総則」の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を書け。なお、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）においては、文中の児童は生徒と、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）においては、文中の児童は生徒と、各教科は各教科・科目と表記されている。

- 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、（ア）や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の（イ）を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。
- 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、（ウ）、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- 児童が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を、（エ）に取り入れるように工夫すること。
- 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、（オ）を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

2 次の表は、法令名と条項及び条文の一部を示したものである。表中の（ア）～（オ）に当てはまる法令名又は言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

法令名	条項	条文
教育基本法	第9条 第1項	法律に定める学校の教員は、自己の崇高な（ア）を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
(イ)	第15条 第2項	すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
学校教育法	第19条	（ウ）によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する市町村は、必要な援助を与えるなければならない。
児童虐待の防止等に関する法律	第4条 第3項	国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を（エ）に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材の確保及び資質の向上を図るために研修等必要な措置を講ずるものとする
(オ)	第23条 第1項	公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

A 教育公務員特例法
F 実践知

B 学校教育法施行規則
G 日本国憲法

C 専門的知識
H 役割

D 身体的要因
I 氏名

E 経済的理由
J 地方公務員法

3 次の文は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の推進に関する法律」（令和5年法律第68号）の一部である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに（ア）の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に（イ）な社会の実現に資することを目的とする。

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく（ウ）を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な（エ）はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と（オ）を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

- | | | | | |
|-----------|------|------|-------------|------|
| A 事業種及び学校 | B 有益 | C 差別 | D 基本的自由 | E 立場 |
| F 基本人権 | G 寛容 | H 個性 | I 国及び地方公共団体 | J 要求 |

4 次の文は、「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLO プラン) (令和5年3月31日文部科学省) の一部である。下の(1)、(2)の問い合わせに答えよ。

【教育支援センターの機能を強化】

より広域の子どもたちや保護者につながれるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。併せて、不登校の児童生徒への支援における(ア)の活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。

【多様な学びの場、居場所を確保】

(イ)に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

【学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善】

子どもたちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子ども一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子どもたちの特性に合った(ウ)な学びを実現し、それが前向きに学べるようにします。

【いじめ等の問題行動に対して毅然とした対応を徹底】

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、(エ)の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

【(オ)に基づき、ケースに応じた効果的な支援方法を確立】

1人1台端末のデータを用いた早期発見や効果的な対応方法の事例を蓄積し、専門的知見とエビデンスに基づき、ケースに応じた支援の在り方を確立します。

(1) 文中の(ア)～(オ)に当てはまる言葉を次のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。ただし、同じ記号には同じ言葉が入る。

- | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|---------|
| A 放課後子供教室 | B 教育的配慮 | C 学校復帰 | D 系統的 | E 合理的配慮 |
| F エビデンス | G 柔軟 | H アイデア | I メタバース | J 社会的自立 |

(2) 文中の「不登校特例校」の名称は「『不登校特例校』の新たな名称について(通知)」(令和5年8月31日文部科学省)により変更されている。変更された名称として正しいものを次のA～Dから一つ選び、その記号を書け。

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|------------|
| A 学びの個別化学校 | B 学びの支援学校 | C 学びの協働学校 | D 学びの多様化学校 |
|------------|-----------|-----------|------------|

5 次のア～オの文は、それぞれある人物について説明したものである。その人物名を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。

- ア アメリカの教育学者（1871～1965）。デューイの指導を受け、新教育運動を推進した。この人物が考案した新教育における学習活動の様式であるプロジェクト・メソッドは、アメリカだけでなくヨーロッパ、日本でも実践された。著書に『教育哲学』がある。
- イ 日本の教育者（1858～1932）。愛媛県の出身で、明治17年に文部省に入り、同19年には29歳で高知県師範学校長に就任した。それ以後、香川、兵庫、愛知等、各県の師範学校長を歴任し、愛媛県師範学校長を最後に退官するまで、師範教育の改善発展に尽力した。著書に『読書法』がある。
- ウ ドイツの哲学者・教育思想家（1861～1925）。ウィーン工科大学で数学や自然科学等を学ぶかたわら、ゲーテや哲学の研究に力を注いだ。後に、哲学と人間学を統一した「人智學」を提唱し、子供の内的生命と自発性を尊重した自由ヴァルドルフ学校を設立した。著書に『自由の哲学』がある。
- エ 日本の幼児教育の論理的指導者（1882～1955）。結果を急に求める教え込み教育を排して、自己発展力を培う「根の教育」を主張した。戦後の教育改革において、教育刷新委員会の委員として活躍するとともに、日本保育学会を創設し、初代会長に就任した。著書に『育ての心』がある。
- オ アメリカの心理学者（1897～1987）。知能、性格特性、対人尺度について因子分析などの数学的技法を用いて研究を行い、120の構成因子を推定した知能構造モデルを提唱した。また、人格の特性論をもとに、性格検査を開発した。著書に『精神測定法』がある。

A ヴィゴツキー B ブルーム C 及川平治 D キルバトリック E 赤井米吉
F ギルフォード G 山路一遊 H ポルノー I シュタイナー J 倉橋惣三

6 次の文は、第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）の一部である。文中の（ア）～（エ）に当てはまる言葉を下のA～Hから一つずつ選び、その記号を書け。

【グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成】

持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献するESDは、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。

【誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進】

個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。

【地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進】

社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成する上で重要である。

【教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進】

データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いとデータの活用のバランスが問題となる。今後、DXの推進により更に充実した指導や支援が提供されていくことに鑑みれば、安心・安全を確保した上で、よりデータの利活用を図っていく方向で検討を進めるべきである。

A 個人情報 B 学校評議員制度 C 民間施設 D ESD
E STEAM F 学校施設 G サーバ H コミュニティ・スクール

7 次の文は、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）解説「総則編」（平成29年7月文部科学省）の「障害のある児童などへの指導」のうち、自立活動に係る部分である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。なお、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説においては、文中の児童は生徒と、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説においては、文中的小学部・中学部学習指導要領は高等部学習指導要領第6章と、区分は区分および区分と、27項目は各項目と、児童は生徒と、個別のは個別にと表記されている。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の（ア）」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「（イ）の把握」、「身体の動き」及び「（ウ）」の六つの区分の下に27項目を設けてい
る。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の（エ）を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童一人一人に個別の（オ）を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

- | | | | | |
|------|---------|------|-------------|------|
| A 困難 | B 意思の伝達 | C 維持 | D 教育支援計画 | E 保持 |
| F 実態 | G 指導計画 | H 環境 | I コミュニケーション | J 課題 |

解答例 得点 100 点

配点

問1～問4 3点×21=63点

問5 2点×5=10点

問6、問7 3点×9=27点

問1 ア 豊かな心 イ 教育目標 ウ 言語能力 エ 計画的 オ 特別活

問2 ア I イ G ウ E エ C オ A

問3 ア I イ G ウ F エ C オ H

問4 (1) ア I イ J ウ G エ B オ F (2) D

問5 ア D イ G ウ I エ J オ F

問6 ア D イ H ウ F エ A

問7 ア E イ H ウ I エ A オ G